

## 流山市のブランドマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市ビジュアルアイデンティティガイドライン(以下「VIガイドライン」という。)に規定されている「都心から一番近い森のまち」のブランドマーク(流山市ロゴを組み合わせて使用するもの及びグラフィックエレメントのみを使用するものを含む。以下「ブランドマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承諾の基準等)

第2条 ブランドマークの使用は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認めないものとする。

- (1)流山市の信用若しくは品位を傷つけるとき又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2)法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (3)特定の個人、事業者、団体、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあると認めるとき。
- (4)前各号に掲げるもののほか、ブランドマークの使用を市長が不相当と認めるとき。

(使用承諾申込等)

第3条 ブランドマークを使用しようとする者(以下「申込者」という。)は、使用を開始しようとする日の10日前(当該日が流山市の休日を定める条例(平成元年流山市条例第23号)第1条第1項に規定する市の休日である場合は、その前日)までに流山市のブランドマークに係る使用承諾申込書(別記第1号様式)により市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、承諾の可否を決定し、流山市のブランドマークに係る使用承諾(不承諾)通知書(別記第2号様式)により、その内容を申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定によりブランドマークの使用を承諾するに当たり、必要な条件を付すことができる。

(承諾内容の変更)

第4条 前条第2項の規定によりブランドマークの使用の承諾を受けた者が、当該使用の承諾を受けた内容について変更しようとするときは、流山市のブランドマークに係る使用変更申込書(別記第3号様式)により、市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合には、その内

容を審査し、承諾の可否を決定し、流山市のブランドマークに係る使用変更承諾（不承諾）通知書（別記第4号様式）により、申込者に通知するものとする。

（申込みの省略）

第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ブランドマークの使用の承諾に係る申込みを省略することができる。

(1)市が使用するとき。

(2)市が共催し、又は流山市後援に関する規則（平成20年流山市規則第10号）に基づき後援している事業について使用するとき。

(3)報道機関が報道のために使用するとき。

(4)その他市長が認めたとき。

2 前項の規定により同項の申込みを省略してブランドマークを使用しようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

（使用料）

第6条 ブランドマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 ブランドマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)VIガイドラインに規定するブランドマークの使用方法、制限その他必要な事項

(2)規格外の展開、一部使用、二次使用等応用使用をしないこと。

（使用終了の届出）

第8条 第3条第2項の規定によりブランドマークの使用の承諾を受けた者が、事業の中止又は終了により、当初の予定期間より早く使用を終了したときは、速やかに市長へ申し出なければならない。

（承諾の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第3条第2項の規定により行った承諾を取り消すことができる。

(1)ブランドマークの使用がこの要綱及び第3条第2項の規定による承諾の内容に違反していると認められるとき。

(2)偽りその他不正の手段により承諾を受けたとき。

(3)前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定による承諾の取消しは、流山市のブランドマークに係る使用承諾取消通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(損害賠償の責任)

第10条 市長は、ブランドマークを使用したこと又は使用できなかったこと若しくは使用できなくなったことに係る損害について、一切の責任を負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年8月13日告示第103号)

この告示は、公示の日から施行する。